

整理番号	健康一条申-6
------	---------

申請に対する処分個別票

所管局部担当名 (電話番号)	健康局総務部環境科学研究センター (06-6972-9020)
処分担当名	健康局総務部環境科学研究センター
処分の名称	環境科学研究センター使用料等の減免申請
概 要	大阪市立環境科学研究センター条例では、生活保護を受けている本市住民が他保健衛生に関する試験又は検査を依頼するときなど、市長が特別な事由があると認めるときは手数料又は使用料を減免することができます。となっています。
根拠法令等 及び条項	大阪市立環境科学研究センター条例第 8 条 大阪市立環境科学研究センター条例施行規則第11条
審査基準	◎ 次の各号に該当する場合は、手数料又は使用料が減免されます。 (1) 公費の救助を受けている者または、その保護者が他保健衛生に関する試験、検査を依頼するとき (2) 市長が前号に準ずると認める者が、前号の試験検査を依頼するとき (3) 本市各部局が依頼するとき (4) その他市長が特に必要があると認めるとき
標準処理期間	即日又は 2 日
経由日数	なし
提出先	健康局総務部環境科学研究センター
提出時期	随時
提出方法	減免申請書、添付書類を環境科学研究センターへ提出してください。
手数料	なし
相談窓口	健康局総務部環境科学研究センター
ホームページ	
備 考	